リネンの管理

学習内容

1. 清潔リネンの管理
2. 使用後リネンの管理
3. リネン業者への感染対策

清潔リネンの運搬

- 使用前のカートは清潔なものを使用
- 清潔リネンと使用後リネンは別々に運搬
- 蓋や覆いのできる清潔なカートで運搬

使用後リネン

清潔リネン

清潔リネンの保管

- リネン処理の許可を受けているリネン施設で処理
- 清潔リネンは、むやみに触らない
- 清潔リネンは、専用の保管室やキャビネット、カバーをしたカートなどで管理する

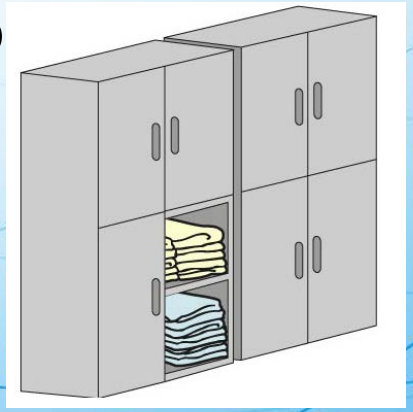

使用後リネンの管理（1）

- 使用後リネンは非透過性のバッグに回収する
- 回収後のリネンバッグは開放のまま保管しない
- ランドリーバッグは詰めすぎない（8割程度）
- 使用後リネンを回収したランドリーバッグも洗濯し衛生的に管理する
- 使用後リネンが感染の媒介や拡大の直接的な原因になることはまれであるが衛生的管理に注意を払う

使用後リネンの管理(2)

- リネンを使用する現場で回収する
- 回収時は静かに取り扱い，埃をたてない
- 専用のカートやコンテナーで運ぶ

感染性リネン

- 血液･体液･分泌物･排泄物等の付着したリネン
- 感染経路別予防策が必要な患者の使用済みリネン

感染性リネンの管理

- 血液や体液の付着した感染性リネンは、ビニール袋または水溶性ランドリーバッグに密封し、感染性を明記して運搬する
- 感染性リネンを取り扱う際は個人防護具を着用する

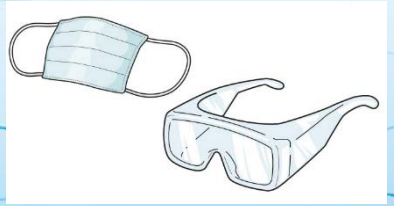

使用後・感染性リネンを置いてはいけない場所

- 清潔リネンの保管場所
- 患者のケアエリア
- 食事を用意するエリア
- 衛生用品や器具の保管場所

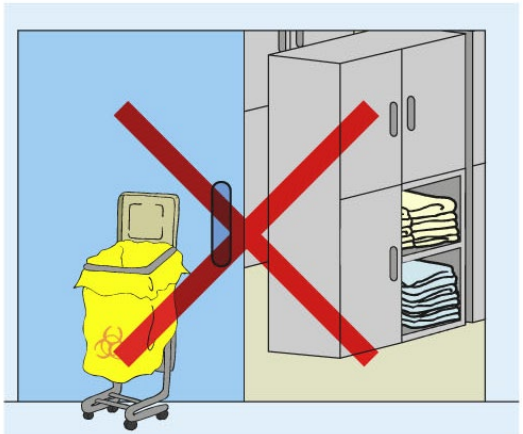

リネンの洗濯

- リネンのしみや着色を防ぐため放置時間は最低限にする

米国疾病管理予防センター(CDC)推奨の洗濯条件

- 温水で洗濯する場合は、洗剤を用い71℃以上の熱水で25分以上
- 低水温（70℃未満）で洗濯する場合は、正しい濃度で最適になるような洗剤を選ぶ

日本厚生労働省推奨の洗濯条件

- 洗濯洗剤＋80℃以上10分以上

清拭用タオルの取り扱い

- 洗濯方法や工程、取り扱い等が不適切な場合、洗濯後であってもセレウス菌などの芽胞形成菌で汚染される可能性がある。

  セレウス菌：滅菌しないと殺滅できない

- 多数のセレウス菌で清拭タオルが汚染された場合には、カテーテル関連血流感染の要因となりうるため、清潔管理が重要

ベッドメイキング

- 使用後のシーツは、汚染面を内側に丸め込み、埃をたてないよう静かにはがす
- はがしたシーツは床に置かずに、専用コンテナー等に直接入れるか、カート等を使用する
- ベッド毎に手指衛生を実施する

使用後リネンから見つかる異物

不注意でリネンに残されるもの

- 使用後の注射針・鋭利器材
- 手術用器具
- 入れ歯
- メガネ
- 補聴器　など

※混入物による針刺しなどに十分注意すること

リネン従事者の感染対策

- 標準予防策の実施
  - 手指衛生
  - 個人防護具（PPE）の着用

- 適切な防御策を講じていれば感染の危険性は低い
- リネン従事者へのトレーニング

リネン従事者への教育

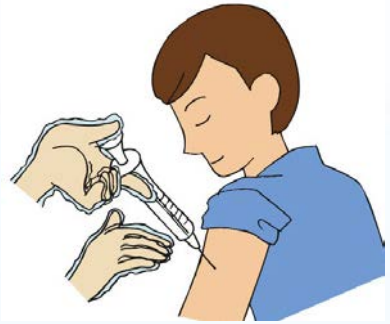

- 標準予防策の考え方
- 手洗い・手指衛生の方法
- 個人防護具（PPE）の種類と着用すべき作業
- 防護具の着脱方法と使用後の処理
- 汚染拡散防止を考慮したリネンの回収手順
- ワクチン接種の推奨（B型肝炎ワクチンなど）
- 血液体液曝露時の対応方法

Q & A (1)

感染性のあるリネンとは、感染症患者に使用したリネンのことである

YES　　○NO

感染症の有無のみで対応しない。
標準予防策に基づき血液、体液、排泄物等の付着したリネンは感染リスクをもつものとして対処する。

Q & A (2)

NICUでは使用する布製品は滅菌する必要がある

YES　　○NO

NICUでは衛生学的に清潔であればよく
洗濯されていればよい

Q & A (3)

使用後リネンを集める場所は、洗濯場の清潔区域より陰圧に保つことが望ましい

○YES　　ＮＯ

汚染された布製品の受け取り場所は、洗濯場の清潔区域より陰圧に保つ

Q & A (4)

使用後リネンの取り扱いは、空気、環境表面、人への汚染を避けるため攪拌を最小限に抑えるように行なう

○ YES　　NO

シーツ交換の際は、汚染部分を内側へ包み込むように小さくまとめ、床へそのまま下ろさない

参考文献

- 大久保憲編，2020年版 消毒と滅菌のガイドライン.へるす出版，2020.
- 国公立大学附属病院感染対策協議会，病院感染対策ガイドライン　2018年版（2020年3月増補版）．株式会社じほう，2020.
- 坂本史衣，基礎から学ぶ医療関連感染対策（改訂第3版）．株式会社南江堂，2020.
- 厚生労働省医政局医療計画課長通知，「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について．令和4年9月21日（医政地発0921第1号）